

とうまの ★ 議会

No. 189

2021 (令和3) 年
8 月



今月の主な内容

- P 2 町政を問う (一般質問)
- P 4 議案の審議
- P 9 意見書 (地方の声を国政の場へ)
- P10 第2回臨時会 (委員会構成)
- P12 議案審議の結果
- P13 議案の採決結果
- P14 議会のうごき

令和3年 第2回定例会

令和3年第2回定例会は6月16日に招集され会期1日間で開かれました。
今定例会は、町長の行政報告、一般質問につづき、議案19件、報告3件、発議1件、意見案2件などを審議しました。

なお、今号では第2回臨時会（5月11日開催）についてもお知らせします。

（議案審議結果は12ページをご覧ください）



ここが
聞きたい

町政を問う！

第2回定例会において、加藤、上杉の2議員が一般質問を行い、町長の考えを尋ねました。（要旨にて掲載）

一般質問と答弁（再質問を除く）の全文を当麻町ホームページ「当麻町議会」の中に掲載していますのでご覧ください。



当麻町ホームページ／当麻町議会
<http://town.tohma.hokkaido.jp/gikai/>



Q 新型コロナウイルスワクチン供給量と 接種の見通し・感染予防対策は

加藤 功議員



問

加藤議員

65歳以上の高齢者向けのワクチン接種が5月24日から始まりました。市民のワクチンに対する期待と要望も多くあります。現在ワクチンの供給量はどのような状況なのか。

高齢者の方は早く打ってほしいという声があるが、スピードアップはできないものでしょうか。65歳以上の2度目の接種はいつ頃終了する予定でしょうか。また、12歳から64歳までの若年、現役世代の接種終了予定はいつになるのか。特に若い世代の接種が少なくなることが予想

されますが、その対策は何か考えておられるでしょうか。

そして道内で医療機関と介護施設でクラスターが発生しています。当麻町は介護施設が多くあり、感染の有無にかかわらず、医療機関と介護施設では職員も利用者も定期的な検査を行うべきではないでしょうか。

今年コロナウイルス地方創生交付金で抗原（ウイルス）を見つめる抗原検査キット1,000個を購入しましたが、その活用はどうなっているのか、町長の考えを伺います。

答

村椿町長

新型コロナウイルスワクチンの供給量は、人口、接種状況に応じての配布であり、現在必要量は供給されています。

65歳以上の方が接種を終了す

A

ワクチンは必要量を供給 10月頃接種終了見込み

る時期は、6月9日から当麻内科ペインクリニックでも個別接種を開始していることから、町の集団接種と合わせ、7月中には高齢者の接種が完了する見込みです。

12歳から64歳までの方は、接種終了時期は10月頃を見込んでいます。また、接種しやすい環境を整備するため、上川中央部での広域接種が可能となるよう、引き続き関係機関と協議をしていきます。

未接種者対策は、ワクチン接種の有効性を情報提供し予防接種への理解を得るとともに、副反応についても丁寧に説明を行い、接種の判断ができるよう広く周知をしていきます。

医療機関と介護施設職員の定期的な検査を行うべきではないかとのご質問については、医療従事者のワクチン接種がほぼ完了、入所型の介護施設でも先行してワクチン接種を実施しているほか、高齢者の接種も進んで

います。

購入した抗原検査キット1,000回分のうち、675回分を入所型の介護施設、障がい者施設13ヶ所に配布し、それぞれの施設が判断し必要に応じ検査を行っています。

現時点で、検査キットの使用状況は、1割ほどで、行政として定期的な検査を実施することは考えていません。

なお、抗原検査キットの残り325回分は、災害時の避難所で、クラスター防止のための使用を想定していますが、各介護施設等の使用状況により再配付することも考えています。

問

加藤議員

高齢者や、障がいを持つ方で、移動の手段がない人のために、送迎を考える必要はないか。

答

村椿町長

高齢者入所施設で接種を実施していますし、今のところ送迎の需要等がないと思っております。

ただ、ワクチン接種は長期戦で続いていくので、柔軟に対応したいと思っています。

Q ICTの有効活用について

A 有効な手段を検討

上杉 達則 議員

問

上杉 議員

近年ICT（情報通信技術）という言葉をよく見聞きしますが、このICTを推進して行くことで、今まで不可能と思われていたことが可能になり、業種を問わず幅広く活用されています。

教育分野では、オンライン学習などのGIGA（ギガ）スクール構想、医療分野では、自宅に居ながら診察が受けられるオンライン診療など多岐にわたって活用されています。そこで、災害時の危機管理体制の強化の一環として停電時でも災害の情報を伝達、共有できるように当麻町独自の災害情報システムを、ICTを活用して構築してはどうかと考えますが、町長の見解を伺います。



村橋 町長

答

国では、各分野のICT利活用を促進するため様々な施策を展開しており、防災分野では、「L（Local）アラート」を活用した、迅速かつ正確な災害情報伝達手段として、普及拡大の推進に取り組んでいます。

現在、本町独自の災害情報伝達手段としては、有線告知放送がメインとなりますが、当麻町公式ホームページやツイッター・フェイスブックなどのSNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）も活用し、情報発信を行っているところで

災害時に、住民への災害情報を確実に伝達するためには、「1つの手段に頼らず、複数の災害情報伝達手段を組み合わせること」、「一つ一つの災害情報伝達手段を強化すること」が重要であると考えられています。

今後の災害情報伝達手段の整備は、現在の有線告知放送システムに変わる有効な手段の考え方がまとまった段階で検討していきたいと考えています。



知っていましたか



Lアラートとは、「災害情報を地域の住民に迅速かつ確実に届けるローカル（Local）な緊急警報」で、Jアラートとは、国民保護情報や緊急地震速報を伝える「全国瞬時警報システム」です。

問

上杉 議員

毎日の有線告知放送の内容を、SNS等々にアップできないか、外にいてもスマホを見て確認でき、便利だという意見が多い。

答

村橋 町長

災害時には多種多様な形での情報発信は当然ですが、平常時のSNS等の運用には情報の精査が必要です。

スマホの普及率も伸びていますが、今は運用を協議し、柔軟に対応していきます。

【議案の審議】



条例

当麻町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

地方公務員法及び地方自治法の改正により、一般職の会計年度任用職員制度が創設され、交通安全指導員が非常勤特別職から会計年度任用職員に変更となる見直しを行ったことに伴う改正で、公布の日から施行します。

**当麻町職員の旅費に関する
条例の一部を改正する条例
について**

平成29年12月定例町議会で、本条例中「出張命令」の字句を「旅行命令」に改めた際の改正漏れを補完するもので、公布の日から施行します。

**当麻町手数料徴収条例の
一部を改正する条例について**

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、個人番号カード再交付手数料の収納先が、町から地方公共団体情報システム機構に変更となるため、手数料の種類と金額を規定する別表から「個人番号カードの再交付」の項目を削除するもので、令和3年9月1日から施行します。

**当麻町税条例等の一部を改
正する条例について**

令和3年3月31日公布の地方税法、地方税法施行令、地方税法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行いました。

【町民税】

- ①個人町民税の非課税範囲
- ②寄付金税額控除

- ③扶養親族申告書の電子提出
- ④個人町民税に係る公的年金等受給者の扶養申告書
- ⑤退職所得申告書の定義に係る整備及び電子提出
- ⑥セルフメデイケーション税制の期間延長
- ⑦新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金特別税額控除の拡充・延長

【固定資産税】

- ①評価替えに係る特例措置の延長
- ②課税標準額に係る特例措置の新設

【軽自動車税】

- ①環境性能割の非課税期間の延長
- ②グリーン化特例の軽減変更及び機関の延長

※その他、地方税法の改正等に伴う条文整理

なお、この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するほか、改正規定の施行日並びに町民税をはじめ各税に関する経過措置を附則において規定します。

**当麻町固定資産評価審査委員
会条例の一部を改正する**

条例について

令和3年3月31日公布、地方税法、地方税法施行令、地方税法施行規則の一部改正に伴い、行政手続における押印を見直し、審査の申出に係る審査申出書及び口述書は、いずれも押印を廃止とする改正を行い、公布の日から施行します。

**当麻町国民健康保険条例の
一部を改正する条例について**

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が本年2月に公布されたことから、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給について定義規定を改め、公布の日から施行します。

**当麻町国民健康保険税条例
の一部を改正する条例につ
いて**

地方税法施行令の一部改正に伴い、低所得者軽減措置の改正、国民健康保険の運営に必要な国民健康保険税額を確保するための税率等の改正、及び新型コロナウイルス感染症に係る被保険者の国民健康保険税の減免について、別表のとおり改正を行う

ことで、国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、承認を得ています。

この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用します。

※令和3年度当麻町国民健康保険料を次ページに掲載しますのでご覧ください。



**当麻町介護保険条例の一部
を改正する条例について**

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が本年2月に公布されたことから、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等の保険料減免申請書の提出期限の特例に係る、新型コロナウイルス感染症の定義規定を改め、減免に対する国の財政支援が延長されたことを受け、減免期間を一年間延長します。

なお、この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用します。

国民健康保険税率改正表

項 目		医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分			
		現 行	改 正	現 行	改 正	現 行	改 正		
基 礎 控 除 額		円 330,000	円 430,000	円 330,000	円 430,000	円 330,000	円 430,000		
課 税 限 度 額		630,000	現行どおり	190,000	現行どおり	170,000	現行どおり		
税 率	所 得 割	5.1/100	現行どおり	2.7/100	2.5/100	2/100	1.7/100		
	資 産 割	12.6/100	10.5/100	3.4/100	2.4/100	2/100	1.5/100		
	均 等 割	24,000	現行どおり	9,700	9,000	9,500	8,500		
	平 等 割	特定世帯及び 特定継続世帯以外	30,000	現行どおり	10,700	9,400	8,000	6,500	
特 定 世 帯		15,000	5,350		4,700				
特定継続世帯		22,500	8,025		7,050				
低所得者軽減額	7 割	均 等 割 (一人につき)	16,800	現行どおり	6,790	6,300	6,650	5,950	
		平 等 割 (一戸につき)	特定世帯及び 特定継続世帯以外	21,000	現行どおり	7,490	6,580	5,600	4,550
			特 定 世 帯	10,500		3,745	3,290		
	特定継続世帯		15,750	5,617		4,935			
	5 割	均 等 割 (一人につき)	12,000	現行どおり	4,850	4,500	4,750	4,250	
		平 等 割 (一戸につき)	特定世帯及び 特定継続世帯以外	15,000	現行どおり	5,350	4,700	4,000	3,250
			特 定 世 帯	7,500		2,675	2,350		
	特定継続世帯		11,250	4,012		3,525			
	2 割	均 等 割 (一人につき)	4,800	現行どおり	1,940	1,800	1,900	1,700	
		平 等 割 (一戸につき)	特定世帯及び 特定継続世帯以外	6,000	現行どおり	2,140	1,880	1,600	1,300
			特 定 世 帯	3,000		1,070	940		
	特定継続世帯		4,500	1,605		1,410			

- ・当麻町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ・当麻町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ・当麻町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する省令が、令和3年1月25日に公布されたこと

とに伴い、標記の4条例について所要の改正を行います。

【改正の要旨】

- 1、指定介護予防支援事業は、要支援認定者の方などを対象に、介護支援専門員がケアプランを作成し、サービス提供事業所等と連絡・調整を行う事業
 - 2、地域密着型サービスは、要介護認定者の方に対して市町村が指定する小規模な事業所が行う介護サービス
 - 3、地域密着型介護予防サービスは、要支援認定者に対する介護予防サービス
 - 4、指定居宅介護支援事業は、介護支援専門員が要介護認定者を対象にケアプランを作成し、サービス提供事業所等と連絡・調整を行う事業
- について次の項目を整備します。
- ・高齢者虐待防止の推進について
 - ・介護保険等関連情報の活用について
 - ・ハラスメント対策の強化について
 - ・業務継続に向けた取り組みの

- 強化等について
 - 会議や多職種連携における情報通信機器の活用について
 - 感染症対策の強化について
 - 運営規程等の掲示の柔軟化について
 - 利用者への説明・同意等及び記録の保存等の電磁的対応の追加について
 - 人員配置基準の緩和について
 - サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保について
 - 認知症介護基礎研修の受講の義務付けについて
 - 避難訓練等への地域住民との連携について
 - 定員基準の緩和について
 - グループホームの業務効率化について
 - 栄養ケアマネジメントの充実について
 - 口腔衛生管理の強化について
 - ケアプランに位置付けた事業所の割合の説明について
 - 訪問回数が多い利用者のケアプラン作成事業所の点検
 - 検証の仕組みの導入について
- なお、この条例は、いずれも公布の日から施行し、令和3年

4月1日から適用しますが、それぞれの附則に経過措置を規定するほか、当麻町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の、第15条第20号の次に1号を加える改正規定は、令和3年10月1日から施行します。

当麻町スポーツ公園条例の一部を改正する条例について

前澤友作氏からのふるさと納税を活用し、とうま山キャンプ場にキャンピングサウナバス、キャンピングカー、普通乗用車などが停留し、アウトドア体験をはじめ、イベントなど多目的な利用ができるオートサイトを整備することに伴い、利用時間・利用期間等を定める別表に「オートサイト」を新たに追加、使用料を「1団体」「1面1日」「1万5千円」と規定し、令和3年9月1日から施行します。



財産の取得について

平成22年度から平成24年度で導入した職員用コンピュータ

機器を、北海道市町村備荒資金組合の低利な資金を活用し更新します。

取得するのはノート型パソコン69台、デスクトップパソコン24台、モノクロレーザープリンタ13台で(株)コンピュータ・ビジネスから1,180万7千400円で購入します。



令和3年度当麻町一般会計補正予算(第3号)

現行の予算に2,166万4千円を追加し、66億7,768万1千円とするものであります。

◎補正の主な内容

- ・議会でのペーパーレス化のほか、業務の効率化、情報の共有化を図るため、タブレット端末を含めた会議システムの導入に伴う、消耗品費、会議システム導入委託料、使用料を増額
- ・4月の人事異動等に伴う、給料、手当、共済費を減額
- ・役場庁舎及び改善センター内のwifi(ワイファイ)環境整備に伴う通信運搬費、
- ・単独事業工事を増額
- ・自然の中でサウナとキャンプを楽しむ場を提供するオートサイトを整備するため、サウナプロジェクト推進事業費を増額
- ・新型コロナウイルス感染症の長期化により、経済的に影響を受ける子育て世帯の生活支援のため、住民税非課税等世帯の児童一人につき5万円を給付する、子育て世帯生活支援特別給付金の給付事業費を増額
- ・新型コロナウイルスワクチンの集団接種の実施に伴う事務費用を増額
- ・合併処理浄化槽の設置希望者数の増により、設置費補助金を増額
- ・町民田植祭の中止に伴い、田んぼの学校実行委員会補助金を減額
- ・森林環境保全整備事業、町有林利用間伐事業、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業、豊かな森づくり推進事業を増額、未来につなぐ森づくり推進事業、町単独町有林整備事業を減額

- ・商工会が実施する打ち上げ花火事業に対する補助金を増額
- ・蟠龍まつり補助事業費及び仮装盆踊り大会補助事業費を事業の中止に伴い減額

令和3年度当麻町国民健康保険特別会計（事業勘定）

補正予算（第1号）

現行の予算20万3千円を減額し、予算の総額を9億1,039万7千円としました。

◎補正の主な内容

国民健康保険事業費納付金で、納付金額の確定による減額。特定健診等に係る前年度の国・道補助金の精算による償還金を増額補正しました。

令和3年度当麻町国民健康保険特別会計（医科診療施設勘定）補正予算（第2号）

現行の予算に222万2千円を追加し、予算の総額を1億1,463万円としました。

◎補正の主な内容

新型コロナウイルスワクチン接種の実施に伴い雇用する臨時看護師の報酬及び臨時医師への謝金、4月の人事異動に伴う職員の給料、手当を増額補正しました。

令和3年度当麻町介護保険特別会計補正予算（第1号）

現行の予算に852万円を追加し、予算の総額を11億5,832万円としました。

◎補正の主な内容

4月の人事異動に伴う給料及び手当、共済費、高額介護予防サービス給付金、国保連合会伝送システムライセンス使用料、前年度介護給付費、及び地域支援事業費の確定による国等の交付金精算に係る返還金を増額補正しました。

令和3年度当麻町水道事業会計補正予算（第1号）

現行の資本的収入に1,200万円を追加し9,871万5千円とし、資本的支出に1,200万円を追加し2億1,271万7千円としました。

◎補正の主な内容

国道39号線、町道三条道路から道道当麻比布線間の市街側工場敷地内において配水管の漏水事故が発生し、漏水箇所の特定制及び修繕が困難な場所であるため、配水管を国道敷地内へ移設する工事請負費を増額補正しました。



令和2年度当麻町一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和2年度内に完了できなかった保健衛生管理事業、感染症予防（予防接種）事業、担い手確保・経営強化支援事業、プレミアム付商品券発行事業【第二弾】、公共下水道事業特別会計繰出事業の5事業について、922万9千円を令和3年度に繰越すための計算書が議会に報告されました。

令和2年度当麻町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

令和2年度内に事業が完了できなかった旭川広域圏下水道建設負担金事業について、1,294万3千円を令和3年度に繰越すための計算書が議会に報告されました。

当麻町土地開発公社の経営状況について

当麻町土地開発公社の経営状況を説明する資料が、地方自治法の規定により議会に報告され

ました。



当麻町議会会議規則の一部を改正する規則について

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員活動の諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席自由を整備し、母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定します。

また、議会への請願手続きは、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、請願者の利便性の向上を図るため、署名又は記名押印に改めます。なお、この規則は公布の日から施行します。



意見書

地方の声を 国政の場へ

第2回定例会で意見書を可決し、内閣総理大臣ほか各関係省庁などに提出しました。内容は下記のとおりです。

地方財政の充実・強化に関する意見書

1. 社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに柔軟に対応し得る地方一般財源総額の確保をはかること。
2. 新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた、より全体的な体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえた、確実な財源措置をはかること。
3. 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障関連経費の拡充をはかること。また、人材を確保するための自治体の取り組みを支える財政措置を講じること。
4. デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化については、自治体の実情を踏まえるとともに、目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応すること。また、地域経済を活性化させるためにも、デジタルシステムの標準化による大手企業の寡占を防止することや、地域でデジタル化に対応する人材育成をはかるなど、地域デジタル社会推進費の有効活用も含めて対応すること。
5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保をはかること。
6. 会計年度任用職員制度について、法の主旨に基づいて当該職員の処遇改善が求められていることから、引き続き所要額の調査を行うなどして、さらなる財政需要を確実に満たすこと。また、処遇改善額が明確となるよう配慮すること。
7. 森林環境譲与税の譲与基準については、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。
8. 地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。
また、コロナ禍において固定資産税の軽減措置等が行われたことはやむを得ないものの、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方6団体などを通じて、自治体の意見や財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。
9. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。
10. 地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

1. 森林の多面的機能を持続的に発揮し、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な再造林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
2. 森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、ICT等の活用による林業イノベーションの推進、生産・流通体制の強化、都市の木造化などによる道産木材の販路拡大、森林づくりを担う人材の育成などに必要な支援を充実・強化すること。

令和3年 第2回臨時会 (5月11日開催)

第2回臨時会において、委員会構成が決定しました。また、工事請負契約の締結3件、補正予算2件について審議しました。〔議案審議結果は12ページをご覧ください〕

委員会構成決まる

令和3年第2回臨時会が5月11日に招集され、後期の委員会構成が決定しました。議会は、町民一人一人の思いや声を町政に反映させ、町発展のため更に努力して参ります。今後とも、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議長 中 港 勝
副議長 澤 田 なぎさ

常任委員会

総務文教

委員長 善 光 英 治
副委員長 上 杉 達 則
委員 山 下 勝 博
" 岸 山 尚 弘

産業福祉

委員長 片 原 康 夫
副委員長 西 川 泰 弘
委員 澤 田 なぎさ
" 加 藤 功
" 餌 取 秀 信

議会運営委員会

委員長 山 下 勝 博
副委員長 餌 取 秀 信
委員 澤 田 なぎさ
" 善 光 英 治
" 片 原 康 夫

議会報編集特別委員会

委員長 澤 田 なぎさ
副委員長 岸 山 尚 弘
委員 西 川 泰 弘
" 餌 取 秀 信



契約

工事請負契約の締結について（スポーツセンター駐車場改修工事）

スポーツセンター駐車場改修工事について、入札の結果、

「石川建設株式会社 代表取締役 石川達弘」と9,779万円で仮契約を締結、地方自治法及び町条例の規定により、議会の議決後、本契約を締結します。工事の概要は、整備面積約7千㎡、駐車台数185台（うち身障者用5台）、入口を町民プール側に設け、現行の出入口を出口専用として整備、町民プール側に歩道を新設し歩行者の安全を図ることに加え、照明灯を全体で5基設置するもので、工期は令和4年11月30日です。

工事請負契約の締結について（ハートフルタウンとうま第2期道路新設1工区工事・2工区工事）

当麻町土地開発公社が造成するハートフルタウンとうま第2期の団地内道路新設工事は、施工延長が長く、工期の短縮を図

るため工事を2工区に分けて実施、1工区工事では4路線、延長430.60m、2工区工事では3路線、延長388.02mの道路を新設するものです。

入札の結果、「ハートフルタウンとうま第2期道路新設1工区工事」は、「平井建設工業株式会社 代表取締役 平井健一郎」が6,105万円で、「ハートフルタウンとうま第2期道路新設2工区工事」は、「西森建設株式会社 代表取締役 西森稔之」が5,879万5千円で落札し仮契約を締結、地方自治法及び町条例の規定により議会の議決後、本契約を締結します。

工期は令和4年1月31日までです。



補正予算

令和3年度当麻町一般会計補正予算（第2号）

現行の予算に276万2千円を追加し、予算の総額を66億5,601万7千円としました。

◎補正の主な内容

旧佐藤医院の利活用にあたり

屋上防水等の改修費用、新型コロナウイルススワクチン集団接種に係る臨時看護師雇用の報酬、郷土資料館交流スペースの窓にカーテンを設置する工事費などを増額補正しました。



令和3年度当麻町国民健康保険特別会計（眼科診療施設勘定）補正予算（第1号）

現行の予算に40万8千円を追加し、歳入歳出それぞれ1億1,240万8千円としました。

◎補正の主な内容

新型コロナウイルススワクチン接種の実施に伴い雇用する臨時看護師の報酬及び臨時医師への謝金などを増額補正しました。

議案審議の結果

第2回 定例会

事件番号	件名	結果	議決月日
議案第36号	当麻町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	6月16日
議案第37号	当麻町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第38号	当麻町手数料徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第39号	当麻町税条例等の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第40号	当麻町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第41号	当麻町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第42号	当麻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第43号	当麻町介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第44号	当麻町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第45号	当麻町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第46号	当麻町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第47号	当麻町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第48号	当麻町スポーツ公園条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第49号	財産の取得について	原案可決	
議案第50号	令和3年度当麻町一般会計補正予算（第3号）	原案可決	
議案第51号	令和3年度当麻町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）	原案可決	
議案第52号	令和3年度当麻町国民健康保険特別会計（医科診療施設勘定）補正予算（第2号）	原案可決	
議案第53号	令和3年度当麻町介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決	
議案第54号	令和3年度当麻町水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決	
議案第2号	当麻町議会会議規則の一部を改正する規則について	原案可決	
意見案第1号	地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について	原案可決	
意見案第2号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について	原案可決	
	閉会中の所管事務調査の申し出について（総務文教常任委員会） （産業福祉常任委員会） （議会運営委員会）	承認	

第2回 臨時会

事件番号	件名	結果	議決月日
議案第31号	工事請負契約の締結について（スポーツセンター駐車場改修工事）	原案可決	5月11日
議案第32号	工事請負契約の締結について（ハートフルタウンとうま第2期道路新設1工区工事）	原案可決	
議案第33号	工事請負契約の締結について（ハートフルタウンとうま第2期道路新設2工区工事）	原案可決	
議案第34号	令和3年度当麻町一般会計補正予算（第2号）	原案可決	
議案第35号	令和3年度当麻町国民健康保険特別会計（医科診療施設勘定）補正予算（第1号）	原案可決	
	閉会中の所管事務調査の申し出について（総務文教常任委員会） （産業福祉常任委員会） （議会運営委員会）	承認	

議案の採決結果

	西川議員	善光議員	山下議員	加藤議員	上杉議員	片原議員	岸山議員	餌取議員	澤田副議長	中港議長
議案 第31号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第32号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第33号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第34号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第35号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第36号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第37号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第38号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第39号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第40号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第41号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第42号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第43号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第44号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第45号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第46号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第47号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第48号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第49号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第50号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第51号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第52号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第53号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第54号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
発議 第2号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
意見案 第1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
意見案 第2号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—

○=賛成 ×=反対 欠=欠席

ただし、議長は職務上、採決に参加していません。

(議席順)

町政はあなたのために…



議会を傍聴しましょう

- 町議会の定例会は、年4回（3月・6月・9月・12月）開かれます。
- 町議会の臨時会は、必要に応じて随時開かれます。

次の定例会は9月です。
マスク着用のうえ、お気軽にお越しください。

議会のうごき

5月11日 ⇨ 8月10日

議会の傍聴や、議事堂の見学をしてみませんか。

- 5月** 11日 全員協議会
議員会総会
議会報編集特別委員会
タブレット導入推進特別委員会
- 13日 大雪浄化組合臨時議会 (組合議員⇒愛別町)
愛別町外3町塵芥処理組合臨時議会 (組合議員⇒愛別町)
- 27日 全員協議会
- 6月** 1日 総務文教常任委員会
- 2日 産業福祉常任委員会
- 7日 大雪消防組合全員協議会 (組合議員⇒東川町)
- 9日 議会運営委員会
- 14日 大雪消防組合議会臨時会 (組合議員⇒美瑛町)
- 16日 第2回定例会
全員協議会
議会報編集特別委員会
- 24日 議会報編集特別委員会
- 7月** 15日 議会報編集特別委員会
全員協議会
- 26日 議会報編集特別委員会
- 8月** 6日 全員協議会



まとまーるでの新型コロナワクチン集団接種のようす



今号から議会報編集特別委員会も新体制となりました。新委員を迎え、新たな気持ちで紙面づくりをしていきます。どうぞよろしく願いたします。

- 議会報編集特別委員会
- 委員長 澤田 なぎさ
 - 副委員長 岸山 尚弘
 - 委員 西川 泰弘
 - 委員 餌取 秀信

編集

本町でも新型コロナウイルスワクチンの接種がすすんでいます。全ての希望者が一日でも早く接種を済ませ、元の暮らしを取り戻せるよう願ってやみません。

表紙